北海道告示第10541号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年10月30日までに北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年6月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新光片岡ビル

小樽市新光2丁目3番12号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社プロストレイル 代表取締役 片岡 徹 小樽市新光2丁目3番8号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
北雄ラッキー株式会社	代表取締役社長 桐生 宇優	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 勝田 信弘	東京都北区赤羽2丁目51番3号
株式会社ローソン	代表取締役 玉塚 元一	東京都品川区大崎1丁目11番2号
未定		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
北雄ラッキー株式会社	代表取締役社長 桐生 宇優	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1
株式会社ワッツ東日本販売	代表取締役 宮川 政昭	東京都北区赤羽2丁目51番3号
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号
未定		

(4) 変更の年月日

平成29年4月14日 (株式会社ワッツ東日本販売) 平成29年5月30日 (株式会社ローソン)

十成25十0月30日(休风云江口)

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年6月15日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年6月30日(金)から同年10月30日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで